

○ 警視庁捜査支援分析センター運営規程

平成 21 年 3 月 31 日
訓令甲第 2 号
存 続 期 間

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁組織規則（昭和 47 年 4 月 1 日東京都公安委員会規則第 2 号）に基づき、警視庁捜査支援分析センター（以下「捜査支援分析センター」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 捜査支援分析センターの運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第 3 条 捜査支援分析センターの任務は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪捜査の支援（以下「捜査支援」という。）に関すること。
- (2) 捜査支援に必要な調査及び研究開発に関すること。

(分析官)

第 4 条 刑事部長は、特に高度な捜査支援の分析技術を有する者を分析官に指定し、捜査支援の技能向上に努めるものとする。

(捜査支援活動)

第 5 条 捜査支援分析センター所長（以下「所長」という。）は、次の各号に掲げる場合には、捜査支援を行うものとする。

- (1) 警察署長又は本部事件主管課長（以下「署長等」という。）から捜査支援の要請があったとき。
 - (2) 刑事部長が捜査支援の必要を認めたとき。
- 2 前項の場合において、所長は、公平かつ迅速な捜査支援を行わなければならない。

(関係所属との連携)

第 6 条 所長は、平素から署長等との連携に努めるものとする。

(教養)

第 7 条 所長は、捜査支援に関する必要な教養を行うものとする。

(報告)

第 8 条 所長は、毎月 1 回、活動状況を刑事部長に報告するものとする。ただし、重要

特異なものについては、その都度報告しなければならない。

(刑事部長への委任)

第 9 条 この規程を運用するために必要な細部事項は、刑事部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。